２２健推第５号
平成２２年４月１日

（社）小郡三井医師会

会長　蒲池　壽　　様

久留米市長　楢原　利則
（保健所健康推進課）

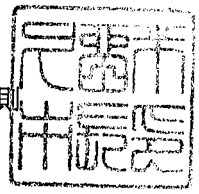

平成２２年度予防接種の実施について

予防接種法に基づき、平成２２年度におきまして下記の予防接種を別紙のとおり実施しますのでよろしくお願いします。

記

１．ＢＣＧ

２．三種混合

３．三種混合２期（二種混合）

４．麻しん・風しん混合
（麻しん単抗原、風しん単抗原）

５．日本脳炎

問い合わせ先
〒830-0022
福岡県久留米市城南町 15 番地 5
久留米市保健所　健康推進課
担当：清田
TEL：０９４２－３０－９７３１
FAX：０９４２－３０－９８３３
E-mail:ho-kenko@city.kurume.fukuoka.jp

小郡三井医師会より

予防接種担当理事　松行眞門
会長　蒲池　壽

平成２２年度　ＢＣＧ　予防接種の実施について

１．　実施対象者
　　生後６月未満の久留米市住民
２．実施方法　　受託医療機関にて個別接種とする（受託医療機関別添）
３．実施期間　　年間を通じて
４．料　金　　無　料
５．　接種不適当者及び接種要注意者
　　接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める禁忌者には接種を行ってはならない。
　　接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際し注意を要する者を指し、この場合、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し注意して、接種の可否を判断し保護者に対して十分に説明した上で注意して接種しなければならない。
接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。

＊　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
予防接種実施規則第６条に規定する接種不適当者は以下のとおり
①明らかな発熱を呈している者
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
④急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
⑤BCG 接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

＊　接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
予防接種実施要領に規定する接種要注意者は以下のとおり
①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
④過去にけいれんの既往のある者
⑤過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
⑥BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

６．接種上の注意点
①コッホ現象が出た場合はコッホ現象事例報告書を市へ提出すること
②詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する

７．周知方法
・予防接種つづり（出生連絡票提出時）及び４か月児健診通知時に説明チラシを同封する

平成２２年度　三種混合予防接種の実施について

１．実施対象者

久留米市住民であること

Ⅰ期初回　：　生後３月から生後９０月に至る期間に３回
接種毎の間隔は２０～５６日間まで

Ⅰ期追加　：　生後３月から生後９０月までに１回
Ⅰ期初回終了後６月以上間隔をおく

２．実施方法

受託医療機関にて個別接種とする（受託医療機関別添）

３．実施期間　　年間を通じて

４．料　金　　無　料

５．接種不適当者及び接種要注意者

接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める禁忌者には接種を行ってはならない。

接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際し注意を要する者を指し、この場合、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し注意して、接種の可否を判断し保護者に対して十分に説明した上で注意して接種しなければならない。

接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。

＊　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第６条に規定する接種不適当者は以下のとおり

①明らかな発熱を呈している者
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
④急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
⑤BCG 接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

＊　接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

予防接種実施要領に規定する接種要注意者は以下のとおり

①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
④過去にけいれんの既往のある者
⑤過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
⑥BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

６．接種上の注意点

①詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する

７．周知方法

・予防接種つづり（出生連絡票提出時）及び４か月児健診通知時に説明チラシを同封する
・ホームページに情報掲載

平成２２年度　三種混合２期（ジフテリア・破傷風）
予防接種の実施について

１．実施対象者
　１１～１３歳未満の久留米市住民
２．実施方法
　受託医療機関にて個別接種とする（受託医療機関別添）
３．実施期間　　年間を通じて
４．料　金　　無　料
５．接種不適当者及び接種要注意者
　接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める禁忌者には接種を行ってはならない。
　接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際し注意を要する者を指し、この場合、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し注意して、接種の可否を判断し保護者に対して十分に説明した上で注意して接種しなければならない。
接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。

＊　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
　予防接種実施規則第６条に規定する接種不適当者は以下のとおり
①明らかな発熱を呈している者
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
④急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
⑤BCG 接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

＊　接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
　予防接種実施要領に規定する接種要注意者は以下のとおり
①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
④過去にけいれんの既往のある者
⑤過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
⑥BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

６．接種上の注意点
　①三種混合予防接種の１期について、２回以上の接種をうけていること
　②詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する

７．周知方法
・予防接種受託医療機関に接種案内（ポスター）掲示
・小学校６年生に学校通じて説明書（チラシ）配布（５月）

平成２２年度　麻しん・風しん混合（麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチン）

予防接種の実施について

１．　実施対象者

久留米市住民であること

第１期：生後１２月から２４月に至るまでにある者

第２期：５歳以上７歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の１年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第３期：１３歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第４期：１８歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

２．　実施方法

受託医療機関にて個別接種とする（受託医療機関別添）

３．実施期間　　年間を通じて

４．料　金　　無　料

５．　接種不適当者及び接種要注意者

接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める禁忌者には接種を行ってはならない。

接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際し注意を要する者を指し、この場合、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し注意して、接種の可否を判断し保護者に対して十分に説明した上で注意して接種しなければならない。

接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。

＊　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第６条に規定する接種不適当者は以下のとおり

①明らかな発熱を呈している者

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

④急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者

⑤BCG接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者

⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

＊　接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

予防接種実施要領に規定する接種要注意者は以下のとおり

①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者

②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

④過去にけいれんの既往のある者

⑤過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

⑥BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

６．接種上の注意点

①麻しん・風しん混合（MRワクチン）が接種可能な者は、MRワクチンを接種勧奨する

②詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する

７．周知方法

・１歳６か月児健診通知時に説明チラシを同封する

・第２、３、４期対象者のいる世帯にチラシを郵送する

平成２２年度　　日本脳炎予防接種の実施について

１．接種対象者
久留米市住民で、生後6～90月未満（１期初回、１期追加）、9～13歳未満（２期）に該当する者
※だたし、現在のところ２期については乾燥細胞培養ワクチンの使用は不可。
２．実施方法　　予防接種受託医療機関にて個別接種とする。（受託医療機関別添）
３．実施期間　　年間を通じて
４．料金　　無料
５．接種不適当者及び接種要注意者
　接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める禁忌者には接種を行ってはならない。
　接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際し注意を要する者を指し、この場合、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し注意して、接種の可否を判断し保護者に対して十分に説明した上で注意して接種しなければならない。
接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。

＊　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
予防接種実施規則第６条に規定する接種不適当者は以下のとおり
①明らかな発熱を呈している者
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
④急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
⑤BCG接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

＊　接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
予防接種実施要領に規定する接種要注意者は以下のとおり
①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
④過去にけいれんの既往のある者
⑤過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
⑥BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

６．接種上の注意点
①現在、日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨は差し控え中のため、日本脳炎に感染するおそれが高いと認められる者など、その保護者がワクチン接種を特に希望する者についてのみ、予防接種の効果及び副反応について説明し、「同意書」を記入させ実施の同意を得たうえで接種すること
②はじめて受ける時は、基礎免疫（初回接種は6～28日間で２回、翌年に一回追加接種）をつけることが重要である
③詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する

７．周知方法
接種勧奨差し控え中のため、周知は控える